

社会福祉法人揺籃会役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人揺籃会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 役員とは、理事及び監事をいう。
- 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- 費用とは、職務遂行に伴い発生する研修費、交通費、旅費（宿泊費を含む）などの経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。

(評議員の報酬の額)

第3条 評議員は、無報酬とする。

(理事の報酬の額)

第4条 理事の報酬は日額とする

- 理事が理事会及び評議員会（以下「理事会等」という。）に出席したとき、並びに研修に参加したときは、別表1に掲げるところにより報酬を支給する。ただし、これらの出席した日が同一の日であるときは、重ねて報酬を支給しない。
- 前項の報酬は、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事長以外の理事には、支給しない。ただし、正規の勤務時間外に理事会等に出席したときは、報酬を支給する。

(監事の報酬の額)

第5条 監事の報酬は日額とする。

- 監事が理事会等に出席したとき及び監事監査に出席したときは、別表2に掲げるところにより報酬を支給する。ただし、これらの出席した日が同一の日であるときは、重ねて報酬を支給しない。

(決議の省略の場合の報酬)

第6条 定款第27条第2項の規定に基づき決議の省略を行った場合の第4条第2項及び前条第2項の規定の適用については、理事会の決議の目的である事項の提案について役員が同意等の意思表示をしたときは、当該役員は当該理事会に出席したものとみなす。

(費用弁償)

- 第7条 役員及び評議員が理事会等に出席したとき並びに監事が監事監査に出席したときは、交通費として2,000円を弁償する。ただし、これらの出席した日が同一の日であるときは、重ねて費用を弁償しない。
- 前項の費用は、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事には、弁償しない。ただし、正規の勤務時間外に理事会等に出席したときは、費用を弁償する。
 - 役員及び評議員が研修その職務執行に当たって費用を負担したときは、その費用を弁償する。

(支給の方法)

第8条 役員報酬及び前条第1項の費用は、その都度支払うものとする。

- 前条第3項の費用は、役員及び評議員から請求のあった日後遅滞なく支払うものとする。ただし、前金払をすることができるものとする。

(支給の形態)

第9条 報酬及び費用は、通貨をもって本人に支給するものとする。

- 報酬は、源泉徴収税額を加算して支給する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給基準として公表する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2021年6月の定例評議員会後施行する。

別表1（理事の報酬の額）

名称	日額（1人当たり）	年間総額
理事会等への出席	10,000円	420,000円
研修への参加	10,000円	100,000円

別表2 (監事の報酬の額)

名称	日額(1人当たり)	年間総額
理事会等への出席	10,000円	120,000円
監事監査への出席	10,000円	50,000円